

事業主・社会保険労務士・労働保険事務組合のみなさまへ

# 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、 雇用保険の手続きを「電子申請」または 「郵便」で行ってください。

新型コロナウイルス感染拡大防止のため「緊急事態宣言」が発令され、利用者ならびに職員の健康と安全確保の観点から都内ハローワークの雇用保険適用関係窓口も業務体制を縮小して運営しています。

事業主の皆様には雇用保険の手続きを電子申請または郵送による届出・申請をお願いいたします。

『雇用保険電子申請アドバイザー』による**電話相談**を行っております。

都内7か所のハローワークには、社会保険労務士資格を持った専門の「雇用保険電子申請アドバイザー」を配置し、電子申請に関する相談を承っています。

しかしながら、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から「緊急事態宣言」発令期間中においては、**窓口でのご相談と事業所への訪問を中止**させていただきます。

ご不便をおかけして申し訳ございませんが、**電話でのご相談は引き続き実施**しておりますので、ご利用ください。

## 雇用保険電子申請アドバイザー配置一覧

配置安定所名	電話番号	管轄安定所	管轄事業所所在地
飯田橋所	03-3812-6132 ダイヤルイン	飯田橋所・上野所	千代田区・中央区・文京区・大島、三宅島、八丈島などの島しょ地区・台東区
品川所	03-5418-7306 ダイヤルイン	品川所・大森所	港区・品川区・大田区
渋谷所	03-3476-8609 (部門コード)21#	渋谷所・三鷹所	渋谷区・世田谷区・目黒区・三鷹市・武蔵野市・西東京市・東久留米市・清瀬市
新宿所	03-3200-8609 (部門コード)21#	新宿所・町田所・府中	新宿区・中野区・杉並区・町田市・府中市・稲城市・多摩市・調布市・狛江市
池袋所	03-3988-6662 ダイヤルイン	池袋所・王子所・足立所	豊島区・板橋区・練馬区・北区・足立区・荒川区
木場所	03-3643-8606 ダイヤルイン	木場所・墨田所	江東区・江戸川区・墨田区・葛飾区
立川所	042-525-8602 ダイヤルイン	立川所・八王子所・青梅所	立川市・国立市・小金井市・昭島市・小平市・東村山市・国分寺市・東大和市・武蔵村山市・八王子市・日野市・青梅市・福生市・あきる野市・羽村市・西多摩郡



政府では電子申請による届出を推進しています！

<e-Govについて>

e-Gov(イーガブ)とは総務省が運営する行政サービスの総合窓口です。

厚生労働省をはじめ、各省庁への申請や届出がオンラインで行えます。

e-Gov お問い合わせ : <https://www.e-gov.go.jp/shinsei/>



東京労働局・都内各ハローワーク



# 審査処理の迅速化にご協力ください。

例年4月から5月大型連休明けの期間は、新入社員の取得等、雇用保険の各種届出がピークを迎える時期です。さらに、例年にも増して、電子申請及び郵送による雇用保険被保険者関係の届出が集中しておりますので、審査処理の迅速化を図るためにも、以下についてご協力ください。

## 喪失届、離職票の提出期限の遵守

喪失届・・・離職日の翌々日から10日以内

雇用保険は離職した事業所の喪失届が提出されないと、新しく入社した事業所の取得届が入力できないシステムとなっており、毎年、この提出されていない喪失届の影響で、入力できない取得届が大量に発生し、取得届の処理が遅延となる大きな要因となっています。

また、離職者が速やかに給付を行えるよう配慮することが最も重要であることから、喪失届、離職票の提出期限の遵守をお願いします。

## 取得届・喪失届の完全記入

マイナンバーの記載のない取得届・喪失届は、届出書類等の記載に不備があるものとして返戻し記載をお願いしているところですが、被保険者番号についても同様の考えが当てはまります。前職がある者の取得届、いわゆる再取得につきましては、新しく入社された本人に必ずマイナンバー及び被保険者番号を確認のうえ、記入を行ってください。

記入

雇用保険被保険者資格取得届

機票種別 14101

個人番号 123456789101

被保険者番号 4900-102030-4

取得区分 2 (1 新規, 2 再取得)

## 返信用封筒の同封

郵送で届出・申請を行う場合は、処理後の通知書等を返信する際に誤送付防止のためにも、返信用封筒を切手貼付のうえ同封いただきますよう、お願いします。

## 窓口対応の留意点

待合室の混雑防止のため、ご来所されて届出・申請を行う際に、書類をお預かりする場合があります。審査で不明な点等がありましたら電話等でご確認させていただき、処理が完了しましたら郵送にて返送させていただきます。

**ご来所による届出・申請は16時までにご提出いただきますようお願いいたします。**

※16時以降は、お預かりした分や郵送分を集中的に処理するため、ご理解とご協力願います。

## 雇用保険に係る事務処理の遅延にかかるお詫び

雇用保険適用人員体制の縮小と届出・申請が増加する時期と重なり、審査完了までに時間を要しており申し訳ございません。

現在、**離職票の交付を伴う資格喪失及び育児休業給付の支給申請を優先して審査しております**が、それ以外の資格取得届等の処理につきましては、当面の間、お待ちいただくこととなります。申請者の皆様にはご迷惑をおかけいたしますが、ご理解とご協力をお願いいたします。